



Newsletter

28 February 2020

「コロナウイルス・リソース・ センター」開設のお知らせ

ベーカーマッケンジーでは、新型コロナウイルスが各国大手企業に与える影響ついて法的観点から情報をご提供しています。

以下のサイトにて情報を掲載しておりますので是非ご利用ください。



Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 43

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 43 となる本号では、米国のスピンオフ規制における具体的事実の不開示が 証券法違反とされなかった事例等の最新情報をお届けします。本ニューズレター が会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

中国:外商投資法改正及び関連規則の施行

香港:上場企業の ESG 報告義務の改正

2. 米州

米国:スピンオフ規制における具体的事実の不開示が証券法違反とされなかった 事例

3. 欧州

EU: EU 指令 (DAC6) によるクロスボーダー・アレンジメントに係る税務上の報告義務制度が今夏に開始

オランダ:欧州租税回避防止指令(EU-Anti-Tax Avoidance Directive 2、以下、「ATAD2」)の施行、及び利子、使用料に対する源泉税重課の導入

フランス:フランスにおける外資規制法の大幅な強化

「グローバル・プライベート M&Aガイド(英文)」 のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とする クロスボーダーM&Aの準備、実行段階 で直面する法務および規制上の各種の 論点について、各国の状況を取りまと めたもので、39法域をカバーしていま 実務はますます複雑さを増す傾向にあ り、十分な事前準備と情報収集はM&A 案件の成功のための必須の条件となっ ています。本ガイドは、クロスボー ダーM&Aに関わる実務家にとって必携 の書と言えます。

本ガイド(無料)をご希望の方は メールにてご連絡ください。



1. アジア

中国

外商投資法改正及び関連規則の施行

2020年1月1日、中国の全国人民代表大会(以下、「全人代」)において 2019 年 3 月 15 日に成立した外商投資法(Foreign Investment Law of the People's Republic of China) が施行された。同日、2019 年末に策定された関 連規制及び通達も併せて施行され、中国における外国投資は新たな局面を迎 えることとなった。

外国投資家への影響

改正法により、中国における外国投資の運用及び促進のための新たな枠組み が創設される。外国投資家及びその中国における子会社は、新たな枠組みを 遵守し、恩恵を受けるために常に動向を把握し、習熟しておく必要がある。

外商投資法施行規則

全人代は、2019年12月12日、外商投資法の施行に関する規則(以下、「施 行規則」)を採決し、2020年1月1日に施行した。施行規則は、以下の事項 を定めている。

- 政府系ファンド、土地供給、租税の減免、許認可、規格制定、公共調 達、事業認可を含む多くの重要な側面において外国投資企業(Foreign Invested Enterprises、以下、「FIE」)を内国民待遇とする義務
- ルール策定、規格制定、公共調達へと参加する FIE の権利
- ルール策定及び事務手続の透明化のための相談窓口や外国投資家及び FIE に対する指針の提供、FIE 又はその投資家からの苦情の対応のため の政府当局による制度の構築及び施策の義務
- 外国投資家の投資の収用や知的財産の保護、FIEの設立及び変更に関す る事務手続についての新たな制限リスト制度、情報の報告、既存の FIE の移行に関する更なる詳細

FIE に関する情報の報告及び事務手続についての関連規則

商務部(MOFCOM)及び国家市場監督管理総局(SAMR)の共同により、外 国投資家に関する情報の報告措置(the Foreign Investor Information Reporting Measures) (以下、「報告措置」)を 2019 年 12 月 30 日に公表 し、さらに商務部は、外国投資家に関する情報の報告の関連事項についての 通達(the Notice Regarding Foreign Investor Information Reporting Related Matters、以下、「報告通達」)を同月31日に発出した。報告措置及び報告 通達は、FIE 及びその子会社の設立、変更、及び年次報告に関する情報の報 告を網羅しており、以下の事項について定めている。

- 商務部の従来の記録制度から国家市場監督管理総局の報告制度への変更
- 当該報告制度の FIE、外資投資合弁会社(Foreign Invested Partnership)、中国で運営及び生産に従事する外国企業、そして外国企 業の駐在員事務所への適用
- 必要事項の報告を怠った場合の刑罰の強化

「The Age of Hypercomplexity」発行 (英文)のお知らせ

ベーカーマッケンジーでは、複雑に絡み合う世界経済の中で、経営をよりシンプルに行うための指針をご提供すべく、レポートを定期的に発行しております。

今回、アジアの経営者600名を対象に、将来の投資判断に影響を及ぼすであろうアジアの重要なトレンドについて調査を行い、レポートにまとめました。

本レポート(無料)をご希望の方は メールにてご連絡ください。



年次報告に関する更なる詳細については、商務部、国家市場整備管理総局、 及び国家外貨管理局による通達(the Notice on Completing Annual Reporting "Multiple Reports in One" Reform Related Work)で定められている。

国家市場監督管理総局からは、外商投資法の実施のための外資系企業の登録の効果的な作業に関する通達(the Notice on Effective Work on Registration of Foreign Invested Enterprises for the Implementation of the Foreign Investment Law)も発出され、2020年1月1日に施行された。当通達は、制限リスト制度のもとで、FIE の設立及び変更の登録をどのように取り扱うかに関する重要な詳細を示しており、FIE の情報伝達制度における国家市場監督管理総局の役割や、外商投資法により求められるガバナンス要件及びコーポレートストラクチャーに対応するため等に設けられた5年の経過期間に行うべき登録の変更の指針を提供している。

最高人民法院の外商投資法の解釈

2019 年 12 月 26 日、最高人民法院は、外商投資法の適用に関する司法解釈を制定し、2020 年 1 月 1 日に発効した。当司法解釈では、外国投資関連契約の効力及び失効可能性に関する質問、また、中国の裁判所における制限リスト制度との関係での投資関連契約の有効性に関する判断の指針が提供されている。

検討すべきアクション

外国投資家及びその子会社は、外商投資法及び新たな規制に伴う変更に対応して、新規則の施行及び旧規則の変更及び廃止に関する状況の監視や、新規則及び当局による公表事項及び指針のレビュー、新体制実行のための地方における特定の制度や要件に関する関係機関への相談、自社の事業に新規則がどのように適用されるか、及び新体制を遵守し適応するためにとるべき方策に関して専門家へのアドバイスを求めることなどの対応が必要となる。

最初のページに戻る

香港

上場企業の ESG 報告義務の改正

2019 年 12 月 18 日、香港証券取引所(以下、「SEHK」)は、①環境・社会・ガバナンス報告ガイドライン(以下、「ESG ガイドライン」)並びに関連する上場規則の改正に関する意見募集手続の結果、及び②2018 年における環境・社会・ガバナンス実務の開示に関する分析資料を公表した。また、SEHK は、マーケットからの反応を反映するための修正を加えた上で、意見募集手続において提案されていた証券上場規則(以下、「本上場規則」)及び ESG ガイドラインの改正を採択した。SEHK は、本上場規則及び ESG ガイドラインの改正を採択した。SEHK は、本上場規則及び ESG ガイドラインの改正を 2020 年 7 月 1 日以降に開始する会計年度から実施する。

本上場規則及び ESG ガイドラインの主な改正

主な改正は以下の通りである。

- 1. 本上場規則
- 現行では、ESG に関する報告を年次報告書の発行から3ヶ月以内に開示するとされているところ、今回の改正では、年次報告書と同じタイミングで ESG 報告書を公表することに努めるとされ、遅くとも会計年度の終了から5ヶ月以内に提出することが必要とされた。

株主への ESG 報告書の提供方法としては、ウェブサイトで ESG 報告書を公表したことを株主に通知すれば足り、必ずしも ESG 報告書自体を書面で株主に送付する必要はないこととされた。

2. ESG ガイドライン

ESG ガイドラインでは、義務的開示事項及び「遵守又は要説明(Comply or explain)」規定の2つのレベルにおいて、開示義務の内容が変更されいる。 従来、開示が推奨される事項(任意的開示事項)とされていたものについては、全て「遵守又は要説明」事項とされ、開示推奨事項に関する規定は削除された。以下、主要な項目について言及する。

A. 義務的開示事項

改正後のガイドラインにおいては、以下の事項の開示が求められる。

- ESGに関する取締役会の監督、取締役会による ESG の管理手法並びに計画及び ESG の進捗状況についての検証方法に関する取締役会の声明
- 報告書作成における、ガイドラインが定める報告に関する諸原則の 適用状況に関する記述
- ESG 報告書の対象となるグループ企業に関する説明と対象企業及び 事業の特定において用いられたプロセスに関する説明、また報告対 象に変更がある場合にはその説明
- B. 気候変動問題に関する報告事項の導入と環境問題に関する KPI の改正
 - 当該企業に影響を与えた又は与える可能性のある重大な気候変動問題の特定及び問題の軽減に関する方針、及び具体的な問題及びそれに対してとられた対応に関する説明が必要とされた(「遵守又は要説明」事項とされており、重要でないと判断された場合にはその説明で足りる)
 - 環境問題に関する KPI が変更され、排出量、エネルギー利用及び水利用の効率、廃棄物の削減等に関する目標並びにその達成のために採用した措置に関する記述等の開示が求められることとなった(環境問題の KPI については引き続き「遵守又は要説明」事項とされている)。

最初のページに戻る

2. 米州

米国

スピンオフ規制における具体的事実の不開示が証券法違反とされなかった事例

2019年11月6日、第二巡回区連邦控訴裁判所(以下、「本裁判所」)は、証券訴訟において、イートン・コーポレーション(以下、「イートン」)及びその役員2名(以下、総称して「被告ら」)を勝訴とする略式判決を出した。

1. 事案の概要

複数の年金基金、退職給付信託及び個人株主(以下、総称して「原告ら」)は、1934年証券取引所法第 10条(b)項及び規則 10b-5に基づき、被告らが、自動車事業の売却についてのコメントに関して、株価を下落させ株主に損害をもたらす重要事実を故意に不実表示及び省略したとして、証券訴訟を提起した。

2012 年、米国を拠点とする自動車部品メーカーであったイートンは、アイルランド国籍の電気製品メーカーであったクーパー・インダストリーズと合併をすることで、法人国籍をアイルランドにインバージョン(移籍)した。当

該合併は、内国歳入法(以下、「法」)第 7874 条のインバージョン・ルー ルに従い、イートンの株主及び投資家に適切に開示された。

合併後のアイルランド法人たるイートンは、合併前の旧米国法人の株主によ る持株比率が80%未満となったため、米国税務上は引き続き外国会社として 扱われることとなった(法第 7874 条(b)項)。しかし、当該株主の合併後の イートン株式の持株比率が 60%以上となったため、合併後 10 年間、当該期 間における資産移転の結果として認識される利益(以下、「インバージョ ン・ゲイン」)を相殺するためにその税務上の属性を利用することが制限さ れることとなった(法第 7874 条(a)項)(法第 7874 条(d)項(1) 及び (2)参 照)。当該合併は適格合併に該当するため、イートンは、合併により自社に インバージョン・ゲインが生じることはないと想定していた(法第 368 条(a) 項(2)(E)) (法第 361 条(c)項も参照)。株主は、法第 367 条(a)項及び米国財 務省規則 1.367(a)-3(c)(1)(1)(i)の下で利益を認識したが、インバージョン・ゲ インとは扱われなかった。他方、合併後 10 年間に、株式又は財産を売却又は 処分した場合を含めイートン自身が利益を認識した場合、インバージョン・ ゲインとして扱われる可能性があった。

法第355条によると、法人は、一定の要件を充足する場合、利益の認識なし に非課税で当該法人の事業の一部門をスピンオフによって株主に移転するこ とができる。その要件の一つは、被支配法人と分配する法人の双方がスピン オフ直後から積極的な取引又は事業活動を行っていること、スピンオフ前の 5年間において積極的な取引又は事業活動を行っていたこと、当該期間内に 当該事業の全部又は一部が損益の認識を伴う取引により取得されなかったこ とである(法第 355 条(b)項(2)参照)。イートンの株主は、合併の結果、法第 367 条(a)項に基づいて利益を認識したため、イートンは積極的取引又は事業 活動要件を満たすことができず、当該合併後5年間において事業の一部をス ピンオフした場合、損益を認識することとなった。

原告らは、イートンの CEO が、非課税スピンオフとなる可能性のあるものも 含め、イートンが合併後に自動車事業を譲渡できる可能性について投資家に 誤解を与えたと主張して、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に被告ら を提訴した。実際、合併後に、イートンが自動車事業をスピンオフするかも しれないという憶測があった。しかし、2012年と2013年の投資家への要請 や委任状の記載において、CEO は、自動車事業を譲渡する予定はなく、ま た、「ポートフォリオの変更を妨げる構造的な取引の仕組みや合意はない」 と繰り返し表明した。CEOは、税務上の理由から自動車事業をスピンオフす るか否かを投資家から問われた際にも、同様の回答をした。

インバージョンの 2 年後の 2014 年、イートンの CEO は、合併後 5 年間は非 課税スピンオフを行うことはできないと述べた。その結果、イートンの株価 は8%下落した。原告らは、イートンが合併後の非課税スピンオフの可否に 関する情報を省略したと主張した。

本裁判所の判断 2.

請求が認められるためには、1934年証券取引所法第 10条(b)項及び規則 10b-5 の下、①重大な不実表示又は省略、②故意、③株式の購入又は売却と の関連性、④信頼、⑤経済的損失及び⑥損失の原因を全て正当に主張する必 要がある。

本裁判所は、①を認めず(その他は判断していない)請求を棄却した。

本裁判所は、不実表示について、合理的な人が株式を売買するか否かを決定 する際に重要であると考える実質的な可能性がある場合にのみ、重大な不実 表示と評価される、と判示した判例を引用した。この特定の事件に関連し て、本裁判所は、法人が省略された事実を開示する義務を負う場合に限り、 証券法上、当該省略が違法行為となる旨を判示し、合理的な投資家が知りた

いであろうという理由だけで情報を開示する義務を負わないと判示した。さらに、本裁判所は、証券法は全ての重要な情報を開示する積極的義務を創出するものではないと判示した。最終的に、本裁判所は、イートンが自動車事業を譲渡する必要がなく、実際に譲渡する旨を述べず、また、非課税ではないにせよ譲渡することができたことを理由として、被告らは虚偽の申告をしておらず、また、重要な情報を省略しなかったと認定した。

最初のページに戻る

3. 欧州

EU

EU 指令(DAC6)によるクロスボーダー・アレンジメントに係る税務上の報告義務制度が今夏に開始

2018 年 5 月に採択された DAC 6 と呼ばれる EU 指令によるクロスボーダー・アレンジメントの報告義務が 2020 年 8 月に開始される。この EU 指令を受けて、今日までにほぼ全ての EU 加盟国1で国内法が公布、施行されており、ほとんどの国で、2018 年 6 月 25 日から 2020 年 7 月 1 日(最初の報告期間)までの、報告対象に該当する取決めに係る報告期限は 2020 年 8 月末となっている。EU 加盟国の仲介業者2と EU 域外の国との間のクロスボーダー・アレンジメントを有する多国籍企業おいては、この報告義務を遵守すべく準備が目下進められているところである。クロスボーダー・アレンジメントの定義は極めて広範なものとなっていることから、本邦多国籍企業においても、自社グループに対象となる取引が無いか、ある場合には仲介業者が当局にどのような報告をする予定か事前に内容を把握しておく必要がある。特に、この期間に欧州に事業展開する事業や会社を買収した場合、DAC6 に基づく報告コンプライアンスを遵守するための仕組みが整っているか早急に確認する必要があろう。

1. 報告義務制度の概要

(1) 報告義務者

この報告義務制度において、報告義務者は EU 加盟国に拠点を置く仲介業者であるが、仲介業者が EU 加盟国に拠点を持たない場合や仲介業者を利用していない場合等の一定の状況下では、納税者に報告義務が課せられる。

(2) 最初の報告期間

2018 年 6 月 25 日から 2020 年 7 月 1 日 (最初の報告期間) までの該当する クロスボーダー・アレンジメントを 2020 年 8 月末までに EU 加盟国の税務当 局に報告しなければならない。

(3) 対象となるクロスボーダー・アレンジメント

ーか国以上の EU 加盟国と EU 域外の国との間の取決めであり、アグレッシブなタックスプランニングである可能性を示唆する 1 つ以上の指標(以下、「ホールマーク」)が存在するクロスボーダー・アレンジメントが報告対象となる。ホールマークは、以下の通り、A から E の 5 つのカテゴリーから構成され、一部のホールマークは、主要便益テスト(以下、「MBT」)と呼ばれる主な便益、または主な便益の 1 つが税制上のメリットを得るという要件

¹2018年5月当時にEU加盟国であった英国においてもDAC6を受けた国内法を導入済みである。詳細については、ベーカーマッケンジーロンドン事務所の以下のニューズレターを参照されたい。

https://www.bakermckenzie.com/en/insight/publications/2019/08/uk-consults-on-dac

² 税務アドバイザー、会計士、弁護士など。税務に関連しない者も含むことに留意。

を満たした場合に報告対象となる。ホールマークは、広範に示されており、 報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントには、必ずしもタックスメ リットを得ることが主な利点ではないものが含まれる場合があり得る。

A. 主要便益テストに関係した一般的なホールマーク

- A1. 秘密保持条件が付されている取決め(MBT を満たす場合)
- A2. 仲介者の手数料が税務メリットに連動する取決め(MBT を満たす場合)
- A3. 複数の納税者が利用できるカスタマイズ不要な取決め (MBT を満たす場合)

B. MBT に連動した特定のホールマーク

- B1. 欠損法人・欠損金の利用を目的とした取決め(MBT を満たす場合)
- B2. 所得を、低税率もしくは免税の恩恵を受けられる所得へ転換する効果を持つ取決め(MBTを満たす場合)
- B3. 循環取引 (MBT を満たす場合)

C. 国境を越えた取引に関係する特定のホールマーク

- C1(a) 税務上の居住地を有さない関連会社に対する損金算入可能な 支払
- C1(b1) 税務上の居住地を有するが、法人税が免税もしくはほぼ課されない関連会社への損金算入可能な支払
- C1 (b2) 税務上の居住地を有するが、EU/OECD ブラックリスト国の居住者である関係会社への損金算入可能な支払
- C1 (c) 受領者が免税の恩典を享受できる損金算入可能な支払 (MBT を満たす場合)
- C1 (d) 受領者が優遇税制の恩典を享受できる損金算入可能な支払 (MBT を満たす場合)
- C2. 同一資産の減価償却費を複数の地域において損金算入可能な場合
- C3. 同一所得や資産への二重課税の免除
- C4. 取引当事者間で税務上の取り扱いが異なる資産の移転

D. 税務当局間の自動情報交換制度及び受益者に関連する特定のホールマーク

- D1. 自動的な情報交換を阻害する恐れのある取決め
- D2. 法的アレンジメントなどを介在させて、法的所有者、受益者特定できないようにする取決め

E. 移転価格に関連する特定のホールマーク

- E1. ユニラテラル・セーフハーバー・ルールを使用した取決め
- E2. 評価困難な無形資産の譲渡取引

E3. グループ内の機能、リスク又は資産のクロスボーダーの譲渡で、 譲渡後3年間のEBIT予測が、譲渡を行わなかった場合の50%未満と なる取引

2. 開示による影響

EU域内の税務当局は、報告された情報をデータベースで共有する。他の EU の税務当局や欧州委員会は、アップロードされた情報にアクセスすることができるとされている。これにより、税務当局から納税者への更なる情報提供の要請が生じる可能性がある。

3. 日系多国籍企業が留意すべき事項

報告義務は主に EU 仲介業者にあるが、EU に拠点を有する仲介業者が関与していない場合や仲介業者が秘匿特権を行使できる場合(各国の国内法により異なる)には、納税者が報告義務を負うこととなる。たとえ、報告義務が EU の仲介業者にあるとしても、納税者は報告に関与して、EU 加盟国の税務当局に何が報告されているかをあらかじめ確認すべきであろう。報告を怠れば、加盟国により大きな相違はあるが、高い罰則が生じる可能性がある。一部の加盟国では、最悪の場合刑事罰に問われる可能性がある。

最初のページに戻る

オランダ

欧州租税回避防止指令(EU Anti-Tax Avoidance Directive 2、以下、「ATAD2」)の施行、及び利子、使用料に対する源泉税重課の導入

ハイブリッド・エンティティ(以下、「ハイブリッド事業体」)等を利用した租税回避に対応するため、2017年5月に欧州委員会において正式採択されたATAD2が、オランダにおいても、2020年1月1日以降に開始する事業年度について施行される。また、2021年1月1日に改正後の源泉税法(Withholding Tax Act、以下、「改正 WTA」)が施行される。本稿では、オランダにおけるATAD2(以下、「オランダ・ハイブリッド対策税制」)及び改正 WTA の重要なポイントについて解説する。

なお、オランダ・ハイブリッド対策税制のより詳細な内容については、ベーカーマッケンジー アムステルダム事務所刊行の Dutch Anti-Hybrid Rules 2020³を参照されたい。

ATAD2 の施行

1. ハイブリッド・ミスマッチ

ATAD2の目的は、各国の税法のミスマッチに起因する租税回避を防止することである。

以下のミスマッチは、(i) 同一の費用について双方の国で損金算入される、 又は(ii) 一方の国ではある費用が損金算入され、他方の国ではそれに対応する収入が益金算入されない、という結果につながる可能性がある。これらが、ATAD2の対象となる。

• (リバース) ハイブリッド事業体

³ https://www.bakermckenzie.com/en/-/media/files/insight/publications/2020/01/brochure_a4_dutch-antihybrid-rules-2020.pdf

- ハイブリッド金融商品⁴
- ハイブリッド恒久的施設
- ハイブリッド・トランスファー⁵
- 輸入されたハイブリッド・ミスマッチ⁶
- 双方居住者

オランダ・ハイブリッド対策税制は、以下のルールを通じてハイブリッド・ミスマッチを無効化することを目的としている。①②については、2020年1月1日から発効する。

- ① Deduction/Non-inclusion:以下の二つのケースについて規制をしている。
- オランダの納税者が、費用の支払者であるときに、受領者側でその収入が益金算入されない場合、オランダの納税者側での費用の損金算入を認めない
- 収入の受領者であるオランダの納税者側では、通常であれば免税となるような所得であっても、他国の支払者側で損金算入されているような場合においては、オランダの納税者側でその所得は、原則的に免税とならない
- ② Double Deduction: ある費用が、オランダの納税者、他国の納税者双方において損金算入される場合について、オランダの納税者側での損金算入を認めない。他国の納税者側で損金算入されない場合には、オランダの納税者側での損金算入が認められる(具体例は、後述 2.参照)。
- ③ リバース・ハイブリッド事業体:リバース・ハイブリッド事業体とは、(設立国であるオランダでは Transparent であるとされる)事業体の 50%以上の持分が、その法人を Non-transparent な事業体であるとみなす国の投資者により保有される場合の、その事業体である。オランダ・ハイブリッド対策税制下では、そのようなリバース・ハイブリッド事業体は、その設立国であるオランダにおいて、Non-transparent な事業体として課税されるものとされる7。
- 2. オランダ・ハイブリッド対策税制の重要な論点
- オランダの納税者は、オランダ・ハイブリッド対策税制がなぜ適用されないのか、あるいは、それらがどのように適用されたのかを文書化する義務がある。この文書化義務に従わない場合、結果としてオランダの納税者にとって、(オランダ・ハイブリッド対策税制の適用対象外である旨等の)証明のための負担が増加する可能性がある。
- オランダ・ハイブリッド対策税制の下では、米国の親会社のオランダ子会社、例えば、オランダの BV (Besloten Vennootschap) が、オランダで Non-transparent な事業体として扱われ、米国でTransparent な事業体(以下、「Disregarded Entity」) として扱われ

⁴ 多く見られるのものとして、一方の国では負債として取り扱われ、他方の国では、 資本として取り扱われるようなものが挙げられる。

⁵ ある資産の移転が、一方の国の税務上譲渡として取り扱われる一方で、他方の国の 税務上所有権が移転していない(例えば、貸付金の担保)として扱われるもの。 6 他国の事業体を媒介として用いることによって引き起こされるハイブリッド・ミス

マッチのこと。

⁷ 例えば、オランダの CV(Commanditaire Vennootschap)がこれに該当しうる。

る場合には、オランダの BV で損金算入された費用が米国の親会社においても損金算入されるため、原則的に「Double Deduction」の状態 ⁸となる。「Double Deduction」が「Double Inclusion」⁹によって相殺されない場合、オランダ側での損金算入は、オランダ・ハイブリッド対策税制の下では否認される可能性がある。オランダの BV の収入が、アメリカの親会社又は米国では Disregarded Entity とされるグループ会社からの支払いによるものである場合、これは原則として「Double Inclusion」となる収入とみなされない。従って、現状で、Transparent な事業体として扱われているオランダの子会社がオランダ・ハイブリッド対策税制の適用範囲に入るかどうかを慎重に見直す必要があると考えられる。

- タックスヘイブン対策税制とオランダ・ハイブリッド対策税制の組み合わせにより、同一の所得について二重課税が生じる可能性がある。オランダ当局は、このような二重課税が起こりうることを認識してはいるものの、特段の対策を行っていない。もし、このような二重課税の対象となることが予想される場合には、早期に再編を行うことが有益であると思われる。
- オランダ・ハイブリッド対策税制は、原則として関連会社間の取引について適用される。しかし、ストラクチャード・アレンジメント・ルールにより、オランダ・ハイブリッド対策税制が第三者との間にも適用される可能性がある点に留意する必要がある。

利子、使用料に対する源泉税重課の導入

1. 特定の低税率国・地域等への利子、使用料支払いに対する源泉税重 課の導入

低税率国・地域への利子、使用料支払いのための導管としてオランダ法人を使用することを阻止するため、改正 WTA が 2021 年 1 月 1 日に施行される。改正 WTA の下では、以下のいずれかの地域・国に所在する関連会社に対する利子、使用料の支払い、その他濫用的であると認められるケースについては、21.7%の源泉税が課せられる。

- ① 無税若しくは税率が 9%より低い国・地域10
- ② 非協力的国・地域として EU のブラックリストに含まれる国・地域

どのような国・地域が低税率又は非協力的とされるかについて、オランダ財務省は(2019年に導入された CFC 税制に関して、既に行われているように)対象国リストを作成し、毎年このリストを更新するものとされている。

改正 WTA では、一例として、(i)一方の法人が他方の法人の「Qualifying Interest (以下、「適格持分」)」を有する場合で、これらの法人間で利子、使用料の授受がある場合のこれらの法人、(ii)ある法人が他の 2 社の「適格持分」を有する場合で、これらの 2 社で利子、使用料の授受がある場合のこれらの 2 社が対象となる関連会社に該当することが示されている。「適格持分」とは、他社の事業活動に影響を及ぼすことのできる持分であるとされており、事実関係によって総合的に判断されるものとされている11。改正 WTA

⁸ 同一の費用について、双方の国において損金算入されること。

⁹ 同一の収入について、双方の国において益金算入されること。

¹⁰ 実質的に課税されない、又は低い租税負担を享受するハイブリッド事業体への利子、使用料の支払いも、源泉税重課の対象となる可能性がある。

¹¹ 但し、一方の法人が、他方の法人の法定議決権の 50%超を保有する場合には、常に一方の法人が他方の法人の「適格持分」を有しているものとされる。

の適用に当たって、ある持分が「適格持分」に該当するかについては、オランダの税務当局に対して事前確認の申請ができるものとされている。

2. 濫用防止規定による、源泉税の課税対象の拡大

改正 WTA の影響は、特定の低税率国・地域又は EU のブラックリストに含まれる国・地域に所在する企業への支払いに対するものに限定されるものではない。利子、使用料の受領者が、(i)主たる目的、又は主たる目的の一つが、利子、使用料にかかる源泉税の回避であり、かつ(ii)取引構造又は取引が人為的、濫用的であるとみなされる場合には、源泉税重課が適用される(以下、「濫用防止規定」)とされている。

しかしながら、濫用防止規定は、次の場合には<u>原則的に</u>適用されないものと される。

- 利子、使用料の受領者である法人が、一定の実体要件を充足すること (Objective Test、以下、「外形テスト」)。
- 利子、使用料の受領者である法人は、オランダの源泉税を回避することを、主たる目的又は主たる目的の一つとして、利子、使用料を受け取っていないこと(Subjective Test、以下、「目的テスト」)。

目的テストは、(i) 低税率国・地域又は EU ブラックリストに含まれる国・地域に対して、間接的に利子、使用料の支払いが行われておらず、かつ (ii) 利子、使用料を支払ったオランダ企業が、その利子、使用料を仮に最終受領者に直接支払ったとした場合には源泉税が課されない場合については、充足されるものとされている。

3. 企業側による立証

上記の通り改正 WTA のもとでは「濫用防止規定」が適用される可能性が存在する。企業側は、その取引構造が、租税回避を目的とした人為的又は濫用的なものではないことを立証する機会を有し、それが十分に立証される場合には「濫用防止規定」は適用されないとされている。

一方で、受領者が外形テストを満たしていたとしても、取引構造が租税回避を目的とした人為的又は濫用的なものであることを立証できる場合には、税務当局は利子、使用料の支払いについて源泉税を課することができるとされている 12 。

なお、利子又は使用料の支払いが源泉税重課の対象となる場合であっても、 租税条約が国内法に優先するため、租税条約が適用される場合においては、 源泉税が減免される可能性はある。

最初のページに戻る

フランス

フランスにおける外資規制法の大幅な強化

2019 年 12 月 31 日、フランス政府は、フランス外資規制法(以下、「FIR」)を大幅に強化する法令 2019-1590 及び関連命令(arrêté)を採択した。FIR 制度に導入される変更点は(1)FIR の対象範囲の拡大、(2)フランス経済省(以下、「MoE」)による事前承認の取得に係る手続の変更、

¹² 特定の実体要件が満たされる場合に、源泉税を課さないとするセーフハーバールールについても改正が行われていることに留意が必要である。

(3) 事前承認申請の際に提出する情報と文書のリストの大幅な増加である。 本変更は、2020年4月1日付提出の事前承認申請から適用される。

FIR の対象範囲の拡大

現行の FIR 制度では、FIR が「センシティブ」と規定する部門への投資について、MoE の事前承認が必要である。現行の事前承認を要する投資は、① EU 又は非 EU 投資家の利益のために、フランス企業もしくはフランス企業の事業の間接もしくは直接の支配を取得すること、又は②非 EU 投資家が、フランス企業の株式資本もしくは議決権を、33.33%の基準値を越えて直接もしくは間接に保有することが含まれる。

新制度では、「外国投資家」の定義が改正され、FIR による規制対象が拡大された。非 EU 投資家による投資の基準値は現行の 33.33%から 25%に引き下げられ、また、当該基準値は、単独又は共同(de concert)で行動する投資家による「議決権の取得」にのみ適用される(株式資本の取得はもはや基準として考慮されなくなる)。

さらに、2019 年 4 月 10 日に発効した EU の外国投資審査規則に従って、FIR がセンシティブとみなす部門が、国家の食料安全保障の目的に寄与する農産物や食品、報道、重要なテクノロジーすなわちサイバーセキュリティ、AI、ロボット、添加物製造、半導体、数量技術、及びエネルギー貯蔵にまで広く拡大される。

事前の承認を得るための手続と流れの変更

現在、事前の承認が必要な場合、外国投資家は、想定する投資が完了する前に、MoEに承認申請の届出を行い、MoEの承認を取得しなければならない。 MoEは、2ヶ月以内に、不承認、無条件の承認、又は条件を付した承認のいずれかの判断を下すこととされ、MoEが当該2ヶ月の期間内に判断を下さない場合、無条件の承認を下したものとみなされる。

新制度では、承認申請の手続は二段階に分かれる。第一段階では、MoE が承認申請を受領してから最大 30 営業日以内に提案された投資が、①FIR の適用範囲外であるか、②範囲内でかつ無条件に承認するか、又は③範囲内でかつどのような条件であれば承認するかを決定するため更なる分析を要する、のいずれに該当するかの判断を下す。第一段階において③に該当するとした場合、MoE は、第二段階として更に最大 45 営業日内にかかる判断を下す。

新制度では現行制度と方針を逆転させ、MoE がいずれかの段階の期限内に判断を下さなかった場合、事前の承認申請は不承認とみなされる。

事前承認申請に必要な情報及び書類

現在、事前承認申請には、①投資家並びにそのグループ、②対象会社又は事業、及び③投資自体に関する一定の情報を提出する必要がある。新制度は、 これらのカテゴリーごとに要求される情報や文書の範囲を大幅に拡大する。

- 1. 投資家について
- 投資判断に関与するすべての事業体又は個人の特定
- 投資家及びそのグループのマネージャー個人に関する詳細な情報
- 投資家及びそのグループの活動、当該活動が行われる市場、競合他社に 関する情報
- 過去5年間の非EU国家又は公的機関からの財政支援についての情報
- 2. 対象会社・事業について
- (EUの外国投資審査規則に基づく) EUのためのプロジェクト又はプログラムへの関与、及び EUから受けた財政支援に関する情報
- 対象が事業の場合は、その事業を構成する資産の一覧

- 全てのフランスの顧客、その事業を行う全ての市場、及びフランス・非フランスの競合他社の一覧
- 3. 投資について
- 「十分に進展した(Sufficiently Advanced)」投資プロジェクトであることを証する文書。この文言については、未だ定義がされていないため、さらなるガイドラインが発行されるまで、投資家は、関連するLOI、オファーレター又は出資・投資の契約書のドラフト等を提供することになると考えられる。
- フランスが関与する投資の金額、及び、場合に応じて全世界における取引全体の金額(未決定の場合は、見積又は価額決定方法)
- 世界的な戦略の枠組みにおける、投資家にとっての投資の合理性
- 外国投資規制又は独占禁止法規制に基づく届出が行われている又は行われる予定の国の一覧

新制度は、投資の完了に事前の承認が必要か否かについて疑義がある場合に 提供される情報及び文書に実質的に類似した一覧を提示しており、対象会社 自身又は投資家は、MoE に事前に判断を仰ぐことができる。

新制度の適用に関するこれ以上の指針はないが、今後、MoE は新制度の運用に関し、より詳細な見解を示すための質疑応答を行う予定である。

最初のページに戻る